

- 1 議案名 徳島県立学校処務規程の一部を改正する訓令について
- 2 提案理由 特別支援学校の「部主事」について「管理職」としての位置づけをなくし、「主任」と同格の職とすることに伴う職務内容等の変更に伴い、各部の主事を専決権を有しない職とするため、所要の改正が必要となる。
- 3 関係法令 なし

教 職 員 課  
特別支援教育課



## 徳島県立学校処務規程の一部を改正する訓令について

特別支援教育課・教職員課

### 1 改正の理由

特別支援学校の「部主事」について「管理職」としての位置づけをなくし、「主任」と同格の職とすることに伴う職務内容等の変更に伴い、各部の主事を専決権を有しない職とするため、所要の改正が必要となる。

#### 特別支援学校の「部主事」について

##### (1) 現状

- ① 県立の特別支援学校（8校2分校）の各部（小学部、中学部等）には、「部主事」を「管理職」として配置している。
- ② 特別支援学校の各部の主事（以下「部主事」という。）は、各部を統括し、各部内の運営・調整はもとより、人事案件等についても行っている。
- ③ 「部主事」は、異動で転勤する場合以外、その役職から外れることはない。

##### (2) 課題

- ① 学校の効率的・効果的な運用  
教頭と管理職としての部主事で役割分担をしているが、実態を踏まえ、効率的・効果的な組織体制への改善を要する。
- ② 部主事の登用方法  
部主事の登用について、校長の推薦を基本としており、適正な登用方法になっていない。
- ③ 教頭への登用  
部主事から教頭選考審査を受審する者が非常に少ない。

##### (3) 対応

- ① 「部主事」の「管理職」としての位置づけをなくし、「主任」と同格の職とし、学校の意志決定のスピード化を図る。
- ② 「管理職手当」は廃止し、各部の連絡・調整等を行うことから「教育業務連絡調整手当」を支給する。

##### (4) 参考

- 部主事が管理職としての位置づけでない→27道府県  
(H24.3 特別支援学校の部主事に係る全国調査)

### 2 改正の概要

徳島県立学校処務規程（昭和四十九年徳島県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

徳島県立学校処務規程において、「特別支援学校の主事」を削除する。

### 3 施行期日

平成28年4月1日

条 例 等 立 案 表

<p>題 名 徳島県立学校処務規程の一部を改正する訓令</p>	<p>課（室）名 教育委員会 教職員課</p>
	<p>担当者名 喜多 泰信</p>
	<p>電話番号 三一三三</p>
<p>制定理由 職務内容等の変更により、特別支援学校の各部の主事を専決権を有しない職とすること等に伴い、所要の改正を行う必要がある。</p>	
<p>あ ら ま し 一 特別支援学校の各部の主事を専決権を有しない職とすることとした。 二 その他所要の整理を行うこととした。 三 この訓令は、平成二十八年四月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	<p>考 備</p>
<p>関係法令など</p>	
<p>法令審査会 <input checked="" type="checkbox"/> 要 ・ 否</p>	

徳島県教育委員会訓令第 号

各 県 立 学 校

徳島県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月 日

徳島県教育委員会

委員長 松 重 和 美

徳島県立学校処務規程の一部を改正する訓令

徳島県立学校処務規程（昭和四十九年徳島県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「、特別支援学校の各部主事」を削る。

第七条第一項の表教頭が置かれているときの項中「、又は教頭」を「又は教頭」に、「教諭、又は特別支援学校の部主事」を「又は教諭」に改め、同表教頭が置かれていないときの項及び副校長が置かれていない場合の項中「、教諭、又は特別支援学校の部主事」を「又は教諭」に改め、同表副校長が置かれている場合の項中「、又は」を「又は」に改める。

第七条の二の表中「、教諭、又は特別支援学校の部主事」を「又は教諭」に改める。

別表中「及び特別支援学校の各部主事」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

改正後		現行																																																		
<p>(副校長等の専決事項)</p> <p>第四条 副校長、教頭、事務課長、事務室長及び事務長(以下「専決権者」という。)は、それぞれその所掌に係る別表に掲げる事項を専決するものとする。</p>		<p>(副校長等の専決事項)</p> <p>第四条 副校長、教頭、特別支援学校の各部主事、事務課長、事務室長及び事務長(以下「専決権者」という。)は、それぞれその所掌に係る別表に掲げる事項を専決するものとする。</p>																																																		
<p>(代決者及び代決の順位)</p> <p>第七条 校長が不在の場合は、緊急やむを得ないときに限り、次の表の区分欄に掲げる区分に応じて第一順位者が代決し、第一順位者も不在のときは、第二順位者が代決し、第二順位者も不在のときは、第三順位者が代決するものとする。</p>		<p>(代決者及び代決の順位)</p> <p>第七条 校長が不在の場合は、緊急やむを得ないときに限り、次の表の区分欄に掲げる区分に応じて第一順位者が代決し、第一順位者も不在のときは、第二順位者が代決し、第二順位者も不在のときは、第三順位者が代決するものとする。</p>																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">区分</th> </tr> <tr> <th>第一順位者</th> <th>第二順位者</th> <th>第三順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中 学 校 長 が 置 か れ て い る と き</td> <td>校長が あらか じめ第 一順位 者とし て指定 する副 校長 又は教 頭</td> <td>校長があら かじめ第二 順位者とし て指定する 教頭、主幹 教諭、指導 教諭又は教 諭</td> <td>校長があら かじめ第三 順位者とし て指定する 主幹教諭、 指導教諭又 は教諭</td> </tr> <tr> <td>校長が あらか じめ指 定する 副校長</td> <td>校長があら かじめ指定 する主幹教 諭、指導教 諭又は教諭</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">校 学 援 支 長 が 二 人 以 上 置 か れ て い る と き</td> <td>校長が あらか じめ第 一順位 者とし て指定 する教 頭</td> <td>校長があら かじめ第二 順位者とし て指定する 教頭、主幹 教諭、指導 教諭又は教 諭</td> <td>校長があら かじめ第三 順位者とし て指定する 主幹教諭、 指導教諭又 は教諭</td> </tr> <tr> <td>校長が あらか じめ第 一順位 者とし て指定 する教 頭</td> <td>校長があら かじめ指定 する主幹教 諭、指導教 諭又は教諭</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">校 学 援 支 長 が 二 人 以 上 置 か れ て い る と き</td> <td>校長が あらか じめ第 一順位 者とし て指定 する教 頭</td> <td>校長があら かじめ第二 順位者とし て指定する 教頭、主幹 教諭、指導 教諭又は教 諭</td> <td>校長があら かじめ第三 順位者とし て指定する 主幹教諭、 指導教諭又 は教諭</td> </tr> <tr> <td>校長が あらか じめ第 一順位 者とし て指定 する教 頭</td> <td>校長があら かじめ指定 する主幹教 諭、指導教 諭又は教諭</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	区分			第一順位者	第二順位者	第三順位者	中 学 校 長 が 置 か れ て い る と き	校長が あらか じめ第 一順位 者とし て指定 する副 校長 又は教 頭	校長があら かじめ第二 順位者とし て指定する 教頭、主幹 教諭、指導 教諭又は教 諭	校長があら かじめ第三 順位者とし て指定する 主幹教諭、 指導教諭又 は教諭	校長が あらか じめ指 定する 副校長	校長があら かじめ指定 する主幹教 諭、指導教 諭又は教諭		校 学 援 支 長 が 二 人 以 上 置 か れ て い る と き	校長が あらか じめ第 一順位 者とし て指定 する教 頭	校長があら かじめ第二 順位者とし て指定する 教頭、主幹 教諭、指導 教諭又は教 諭	校長があら かじめ第三 順位者とし て指定する 主幹教諭、 指導教諭又 は教諭	校長が あらか じめ第 一順位 者とし て指定 する教 頭	校長があら かじめ指定 する主幹教 諭、指導教 諭又は教諭		校 学 援 支 長 が 二 人 以 上 置 か れ て い る と き	校長が あらか じめ第 一順位 者とし て指定 する教 頭	校長があら かじめ第二 順位者とし て指定する 教頭、主幹 教諭、指導 教諭又は教 諭	校長があら かじめ第三 順位者とし て指定する 主幹教諭、 指導教諭又 は教諭	校長が あらか じめ第 一順位 者とし て指定 する教 頭	校長があら かじめ指定 する主幹教 諭、指導教 諭又は教諭		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">区分</th> </tr> <tr> <th>第一順位者</th> <th>第二順位者</th> <th>第三順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中 学 校 長 が 置 か れ て い る と き</td> <td>校長が あらか じめ第 一順位 者とし て指定 する副 校長 又は教 頭</td> <td>校長があら かじめ第二 順位者とし て指定する 教頭、主幹 教諭、指導 教諭、又は特別 支援学校の 部主事</td> <td>校長があら かじめ第三 順位者とし て指定する 主幹教諭、 指導教諭、 又は特別 支援学 校の部 主事</td> </tr> <tr> <td>校長が あらか じめ指 定する 副校長</td> <td>校長があら かじめ指定 する主幹教 諭、指導教 諭、又は特別 支援学 校の部 主事</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">校 学 援 支 長 が 二 人 以 上 置 か れ て い る と き</td> <td>校長が あらか じめ第 一順位 者とし て指定 する教 頭</td> <td>校長があら かじめ第二 順位者とし て指定する 教頭、主幹 教諭、指導 教諭、又は特別 支援学校の 部主事</td> <td>校長があら かじめ第三 順位者とし て指定する 主幹教諭、 指導教諭、 又は特別 支援学 校の部 主事</td> </tr> <tr> <td>校長が あらか じめ第 一順位 者とし て指定 する教 頭</td> <td>校長があら かじめ指定 する主幹教 諭、指導教 諭、又は特別 支援学 校の部 主事</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	区分			第一順位者	第二順位者	第三順位者	中 学 校 長 が 置 か れ て い る と き	校長が あらか じめ第 一順位 者とし て指定 する副 校長 又は教 頭	校長があら かじめ第二 順位者とし て指定する 教頭、主幹 教諭、指導 教諭、又は特別 支援学校の 部主事	校長があら かじめ第三 順位者とし て指定する 主幹教諭、 指導教諭、 又は特別 支援学 校の部 主事	校長が あらか じめ指 定する 副校長	校長があら かじめ指定 する主幹教 諭、指導教 諭、又は特別 支援学 校の部 主事		校 学 援 支 長 が 二 人 以 上 置 か れ て い る と き	校長が あらか じめ第 一順位 者とし て指定 する教 頭	校長があら かじめ第二 順位者とし て指定する 教頭、主幹 教諭、指導 教諭、又は特別 支援学校の 部主事	校長があら かじめ第三 順位者とし て指定する 主幹教諭、 指導教諭、 又は特別 支援学 校の部 主事	校長が あらか じめ第 一順位 者とし て指定 する教 頭	校長があら かじめ指定 する主幹教 諭、指導教 諭、又は特別 支援学 校の部 主事	
区分	区分																																																			
	第一順位者	第二順位者	第三順位者																																																	
中 学 校 長 が 置 か れ て い る と き	校長が あらか じめ第 一順位 者とし て指定 する副 校長 又は教 頭	校長があら かじめ第二 順位者とし て指定する 教頭、主幹 教諭、指導 教諭又は教 諭	校長があら かじめ第三 順位者とし て指定する 主幹教諭、 指導教諭又 は教諭																																																	
	校長が あらか じめ指 定する 副校長	校長があら かじめ指定 する主幹教 諭、指導教 諭又は教諭																																																		
校 学 援 支 長 が 二 人 以 上 置 か れ て い る と き	校長が あらか じめ第 一順位 者とし て指定 する教 頭	校長があら かじめ第二 順位者とし て指定する 教頭、主幹 教諭、指導 教諭又は教 諭	校長があら かじめ第三 順位者とし て指定する 主幹教諭、 指導教諭又 は教諭																																																	
	校長が あらか じめ第 一順位 者とし て指定 する教 頭	校長があら かじめ指定 する主幹教 諭、指導教 諭又は教諭																																																		
校 学 援 支 長 が 二 人 以 上 置 か れ て い る と き	校長が あらか じめ第 一順位 者とし て指定 する教 頭	校長があら かじめ第二 順位者とし て指定する 教頭、主幹 教諭、指導 教諭又は教 諭	校長があら かじめ第三 順位者とし て指定する 主幹教諭、 指導教諭又 は教諭																																																	
	校長が あらか じめ第 一順位 者とし て指定 する教 頭	校長があら かじめ指定 する主幹教 諭、指導教 諭又は教諭																																																		
区分	区分																																																			
	第一順位者	第二順位者	第三順位者																																																	
中 学 校 長 が 置 か れ て い る と き	校長が あらか じめ第 一順位 者とし て指定 する副 校長 又は教 頭	校長があら かじめ第二 順位者とし て指定する 教頭、主幹 教諭、指導 教諭、又は特別 支援学校の 部主事	校長があら かじめ第三 順位者とし て指定する 主幹教諭、 指導教諭、 又は特別 支援学 校の部 主事																																																	
	校長が あらか じめ指 定する 副校長	校長があら かじめ指定 する主幹教 諭、指導教 諭、又は特別 支援学 校の部 主事																																																		
校 学 援 支 長 が 二 人 以 上 置 か れ て い る と き	校長が あらか じめ第 一順位 者とし て指定 する教 頭	校長があら かじめ第二 順位者とし て指定する 教頭、主幹 教諭、指導 教諭、又は特別 支援学校の 部主事	校長があら かじめ第三 順位者とし て指定する 主幹教諭、 指導教諭、 又は特別 支援学 校の部 主事																																																	
	校長が あらか じめ第 一順位 者とし て指定 する教 頭	校長があら かじめ指定 する主幹教 諭、指導教 諭、又は特別 支援学 校の部 主事																																																		

2 (略)	程	(略)	の制 信通・制 時定の場合 に置かれて いる副校長 が置かれて いるとき	高副校	校長が 置かれて いる副校 長が置か れていて いるとき	全日 制の副校 長が置か れていて いるとき	定時制 ・通信 制の副校 長が置か れていて いるとき	校長があら かじめ指定 する全日制 課程の副校 長又は教 頭		
		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

第七条の二 副校長が不在の場合は、緊急やむを得ないときに限り、次の表に掲げる区分に応じて第一順位者が代決し、第一順位者も不在のときは、第二順位者が代決する

区分	第一順位者	第二順位者
教頭が置かれているとき	副校長があらかじめ第一順位者として指定する教頭	副校長があらかじめ第二順位者として指定する教頭、主幹教諭、指導教諭又は教諭
教頭が置かれていないとき	副校長があらかじめ指定する主幹教諭、指導教諭又は教諭	

別表  
教頭

- 一 次に掲げる事項に係る軽易かつ定例的なものを処理すること。
  - 1 各教科及び総合的な学習の時間の指導
  - 2 各教科及び総合的な学習の時間以外の教育活動
  - 3 生徒の生活指導
  - 4 生徒の保健安全
  - 5 教務関係の文書等の処理
- 二 その他教務に関する事項に係る軽易かつ定例的なものを処理すること。

2 (略)	程	(略)	の制 信通・制 時定の場合 に置かれて いる副校長 が置かれて いるとき	高副校	校長が 置かれて いる副校 長が置か れていて いるとき	全日 制の副校 長が置か れていて いるとき	定時制 ・通信 制の副校 長が置か れていて いるとき	校長があら かじめ指定 する全日制 課程の副校 長又は教 頭		又は特別支 援学校の部 主事
		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

第七条の二 副校長が不在の場合は、緊急やむを得ないときに限り、次の表に掲げる区分に応じて第一順位者が代決し、第一順位者も不在のときは、第二順位者が代決する

区分	第一順位者	第二順位者
教頭が置かれているとき	副校長があらかじめ第一順位者として指定する教頭	副校長があらかじめ第二順位者として指定する教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭又は特別支援学校の部主事
教頭が置かれていないとき	副校長があらかじめ指定する主幹教諭、指導教諭、教諭又は特別支援学校の部主事	

別表  
教頭及び特別支援学校の各部主事

- 一 次に掲げる事項に係る軽易かつ定例的なものを処理すること。
  - 1 各教科及び総合的な学習の時間の指導
  - 2 各教科及び総合的な学習の時間以外の教育活動
  - 3 生徒の生活指導
  - 4 生徒の保健安全
  - 5 教務関係の文書等の処理
- 二 その他教務に関する事項に係る軽易かつ定例的なものを処理すること。

